

## 参考

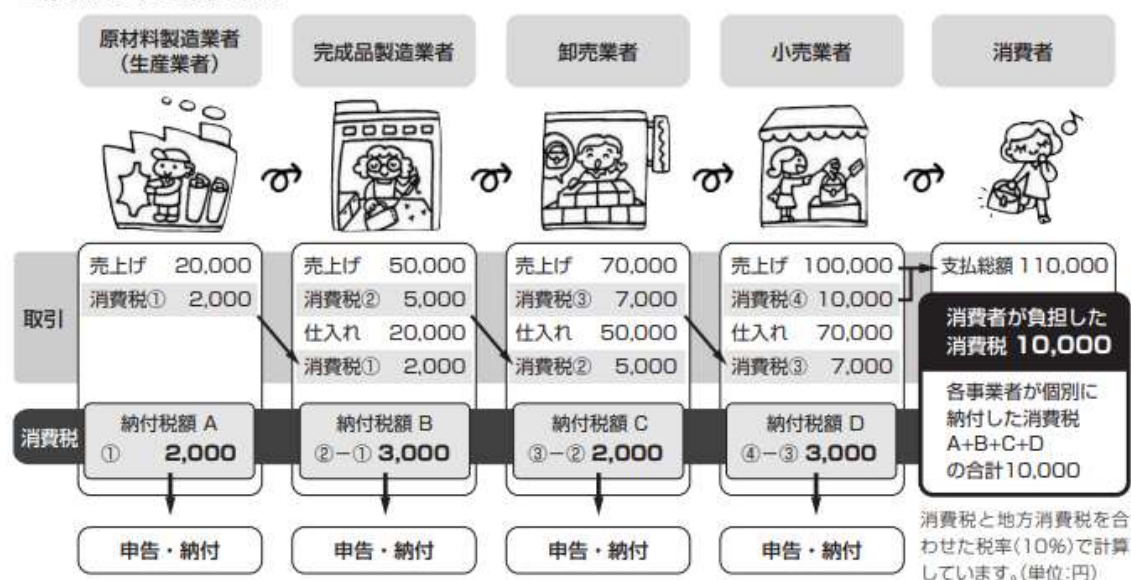
### 1. 補助金に係る消費税等の返還について(参考)

#### (1) 消費税等の仕入税額控除と補助金の関係の概要

消費税は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に課税される。消費税は、生産、卸、小売などの各段階で、他の事業者や消費者に財・サービスの提供を行う事業者が納税義務者であるが、各取引段階で二重三重に税がかかることのないよう、課税売上に係る消費税額から課税仕入に係る消費税額を控除して納税額を計算することで、税が累積しない仕組みとなっている。

消費税が課税される取引には、併せて地方消費税も課税される。以下では、消費税及び地方消費税を「消費税等」と表記する。

■ 消費税の負担と納付の流れ



(「消費税のあらまし」令和4年6月 国税庁 P1より)

ところで、補助事業者が県から交付される補助金は、補助事業者にとっては不課税取引に該当する。一方、補助事業者が、補助金の交付を受けて事業を実施する場合に、事業費が課税仕入に該当すれば仕入税額控除が可能となる。したがって、補助事業者が補助金の交付を受けるとともに消費税等の納付額を減額したり消費税等の還付を受けたりすることで、補助金に含まれる消費税等相当額の全部または一部が事業者の利益とならないように留意が必要となる。


たとえば、次のケースでは、消費税額を含めて補助金を受領している補助事業者が、消費税の確定申告で補助金を充当した課税仕入に該当する経費について消費税の仕入税額控除を受けることとなり、補助金のうち消費税対応分が事業者の利益となってしまふ。

前提 補助事業者の課税売上高 500 万円(消費税額 50 万円)

補助事業に係る経費の支払い(すべて課税仕入) 1,000 万円(消費税額 100 万円)

補助率 1/2 (補助金 = 税込事業費 1,100 万円 × 1/2 = 550 万円)

単純化のために、その他の課税売上や課税仕入は無いと仮定する。

課税売上 500	消費税 50		課税仕入(自己資金) 500	消費税 50
補助金 550	うち消費 税相当分 50		課税仕入(補助金充当) 500	消費税(補 助金充当) 50

#### 納税額

課税売上に係る消費税額	50 万円
課税仕入に係る消費税額	△ 100 万円
差引 納税額	△ 50 万円 (還付)

この場合、消費税相当分を含めて 550 万円の補助金を受領していたにもかかわらず、当該補助金を充当した課税仕入(税抜 500 万円+消費税 50 万円)に係る消費税 50 万円の還付を受けることとなる。このように、消費税を含めて補助金を受領しているにもかかわらず、重ねて消費税の還付を受けることにすると、補助事業者に還付消費税分の利益が生じるため、当該還付消費税について補助金を交付した国等に返還する義務が生じる。

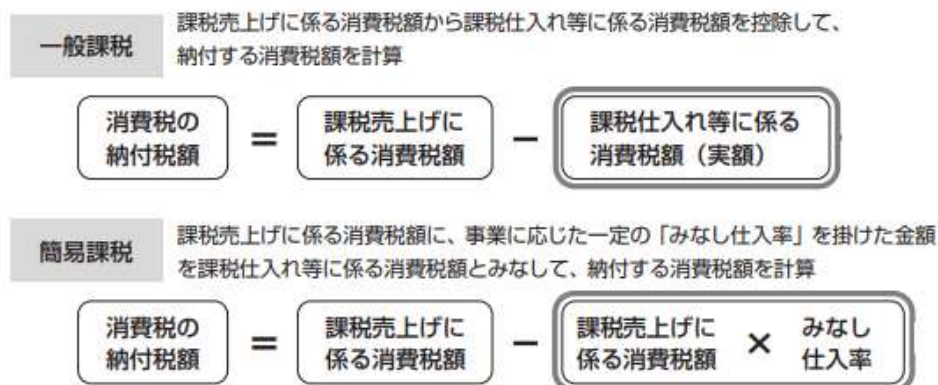
(注) 事例の単純化のため補助事業者は、消費税の課税事業者であり、課税売上割合95%以上かつ特定収入割合5%以下で、簡易課税制度不適用としている。

## (2)消費税等の納付税額の計算

### ① 消費税等の納付税額

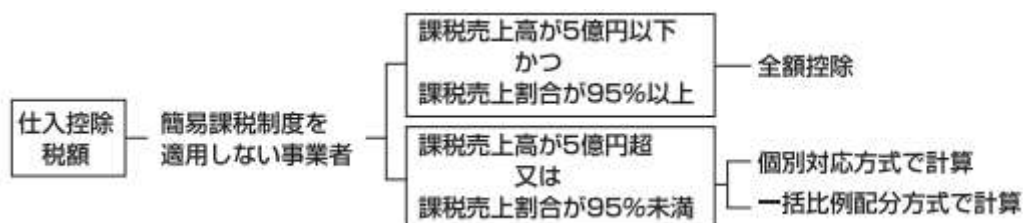
一般の事業会社等の消費税の納付税額は、次のように計算する。

(「消費税のあらまし」令和4年6月 国税庁 P28~31より)



この場合、課税仕入等に係る消費税額(仕入控除税額)の計算は、次のとおり行うことになっている。

## 1) 一般課税の場合



ここで、課税売上割合とは、次のように計算する。

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税売上高(税抜き)} + \text{免税売上高}}{\text{課税売上高(税抜き)} + \text{免税売上高} + \text{非課税売上高}}$$

ア 個別対応方式の仕入控除税額の計算次のとおりである。

課税仕入れ等に係る消費税額	イ 課税売上げにのみ対応するもの	↑ 課税売上割合 であん分 ↓	仕入控除税額 (控除する消費税額)
	ハ イとロの両方に共通するもの		控除できない消費税額
	ロ 非課税売上げにのみ対応するもの		

イ 一括比例配分方式の仕入控除税額の計算は次のとおりである。

課税仕入れ等に係る消費税額	課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額	↑ 課税売上割合 であん分 ↓	仕入控除税額 (控除する消費税額)
			控除できない消費税額

## 2) 簡易課税の場合

課税期間における課税標準額に対する消費税額に、みなし仕入率を掛けて計算した金額が仕入控除税額となる。したがって、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算する必要はなく、課税売上高のみから納付する消費税額を算出することができる。

なお、みなし仕入率は、次のように決まっている。

事業区分	みなし仕入率	該当する事業
第1種事業	90%	卸売業(他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業)をいいます。
第2種事業	80%	小売業(他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで販売する事業で第1種事業以外のもの)、農業・林業・漁業(飲食品の譲渡に係る事業)をいいます。
第3種事業	70%	農業・林業・漁業(飲食品の譲渡に係る事業を除く)、鉱業、建設業、製造業(製造小売業を含みます。)、電気業、ガス業、熱供給業および水道業をいい、第1種事業、第2種事業に該当するものおよび加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を除きます。
第4種事業	60%	第1種事業、第2種事業、第3種事業、第5種事業および第6種事業以外の事業をいい、具体的には、飲食店業などです。 なお、第3種事業から除かれる加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業も第4種事業となります。
第5種事業	50%	運輸通信業、金融・保険業、サービス業(飲食店業に該当する事業を除きます。)をいい、第1種事業から第3種事業までの事業に該当する事業を除きます。
第6種事業	40%	不動産業

(出典:国税庁 タックスアンサー No.6509 簡易課税制度の事業区分)

## ② 国、地方公共団体、公共・公益法人等に対する消費税の特例（特定収入がある場合の仕入控除税額の計算）

消費税は、国内において資産の譲渡等を行う個人事業者及び法人を納税義務者としている。国、地方公共団体、公共・公益法人等も営利法人同様、国内において資産の譲渡等を行う場合には納税義務を負う。しかしながら、国、地方公共団体、公共・公益法人等は、営利法人と比べて特殊な面があるため、消費税法上、特例が設けられている。特に、仕入控除税額の計算の特例は、補助金の返還額に関係する。

	適用される特例			
	会計単位	資産の譲渡等の時期	仕入控除税額の計算	申告期限
国（一般会計）	○	○	課税標準に対する消費税額と仕入控除税額を同額とみなす	申告義務なし
地方公共団体（一般会計）	○	○		
国（特別会計）	○	○	○	○
地方公共団体（特別会計）	○	○	○	○
消費税法別表第三に掲げる法人	-	要承認	○	要承認
人格のない社団等	-	-	○	-

(「国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税」令和4年6月 国税庁 P1より作成)

以下では、これら特例の対象となる人格のない社団又は財団、国・地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人(他の法律で消費税法別表第三に掲げる法人とみなすこととされている法人を含む。)について、「公益法人等」と表示することとする。(消費税法 第2条、第3条、第5条、第60条)

国・地方公共団体の一般会計については、課税標準に対する消費税額と仕入控除税額を同額とみなす特例があり、消費税の申告・納付義務はない(消費税法第60条第6項)。逆に言えば、特別会計については、申告・納税義務があることになる。

別表第三に掲げる法人のうち、県農政部の事業に関連すると思われるのは、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、農業共済組合、農業協同組合連合会(所得税法別表第一の農業協同組合連合会の項に規定するものに限る。)、農業信用基金協会等である。

また、消費税法以外の法律で、消費税法別表第三に掲げる法人とみなすこととされている法人として、認可地縁団体(地方自治法第260条の2第3項第17号)、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法第70条第2項)等がある。

次に、仕入控除税額の計算の特例(特定収入がある場合の仕入税額控除)について整理する。

#### 1)仕入控除税額の計算の特例(特定収入がある場合の仕入税額控除)の概要

補助金等の特定収入がある場合の仕入税額控除額の計算については、消費税法第60条第4項、消費税法施行令第75条に定めがある。

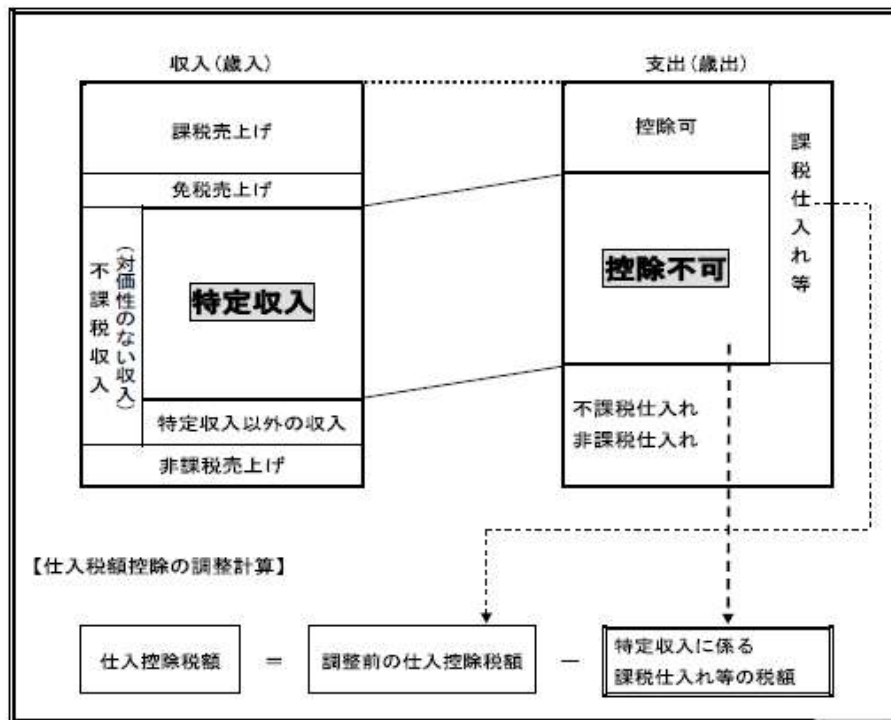
また、特定収入については、消費税法基本通達16-2-1に、補助金、交付金、資産の譲渡等の対価に該当しない負担金、他会計からの繰入金、会費等が例示されている。

法令によると、補助金等の特定収入をもって課税仕入を行っても、当該課税仕入に係る仕入税額控除は認められない。

これは、公益法人等では、補助金や会費、寄付金等の特定収入には課税仕入との間に対価性がないこと、公益法人等は課税仕入の最終消費者としての側面を有すると考えられているからである。

次の図は、課税売上や免税売上に対応する課税仕入等に係る消費税は仕入税額控除が可能であるが、補助金等の特定収入に対応する課税仕入等は公益法人が最終消費者としての性格を有する部分と考え仕入税額控除ができないことを表している。

【仕入控除税額の計算の特例のイメージ】



(「国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税」令和4年6月 国税庁 P5より)

2) 特定収入

特定収入とは、資産の譲渡等の対価以外の収入のうち、特定収入以外の収入を除くものと定義されており、次の図のとおりである。(消費税法第60条第4項、消費税法施行令第75条、消費税法基本通達16-2-1)。

特定収入とは、いわば、資産の譲渡等の対価以外の収入のうち、課税仕入に充当される可能性がある収入ということになる。



資産の譲渡等の対価の額	国内取引	課税売上			
		免税売上			
		非課税売上			
	国外取引	不課税売上			
資産の譲渡等の対価以外の収入	特定収入	課税仕入等に係る特定収入		(例示) 補助金、交付金、 寄付金、負担金、 会費等	
		使途不特定の特定収入			
	特定収入以外の収入	通常の借入金 出資金 預貯金・預り金 貸付回収金 返還金・還付金			
		特定支出のために使用することとされている収入	下記以外(特定支出)		(例示) ・人件費補助金 ・利子補給金 ・土地購入のための補助金
			課税仕入に係る支払 特定課税仕入に係る支払 課税貨物の引き取り 借入金の返済・償還支出		
国・地方公共団体が文書で特定支出のみに使用と限定した収入		・特殊な借入金等の返済のための負担金 など			
公益法人等が寄付募集文書で特定支出のみに使用と限定した寄付金収入					

(「国・地方公共団体や公共・公益法人等と消費税」令和4年6月 国税庁 P6より 監査人作成)

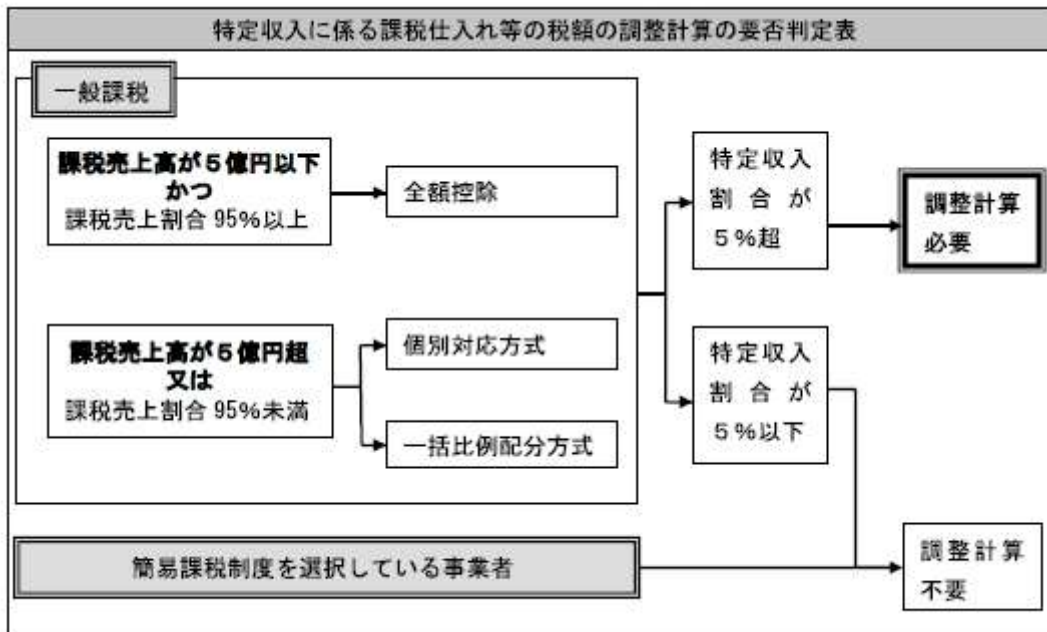
### 3) 特定収入がある場合の仕入控除税額の計算方法

特定収入がある場合の仕入控除税額の計算方法には、次のパターンがある。

	特定収入割合	
	5%以下	5%超
課税売上高5億円以下 かつ 課税売上割合95%以上	全額控除 (消費税法第30条第1項)	特例の原則的方式 (消費税法施行令第75条第4項第1号)
課税売上高5億円超 又は 課税売上割合95%以下	一般の個別対応方式 (消費税法第30条第2項第1号)	特例の個別対応方式 (消費税法施行令第75条第4項第2号)
	一般の比例配分方式 (消費税法第30条第2項第2号)	特例の比例配分方式 (消費税法施行令第75条第4項第3号)

特定収入割合が 5%以下の場合には、公益法人等も営利法人と同様の計算方法で良いこととなっている。つまり、特定収入に対応する課税仕入に係る消費税も仕入税額控除の対象とできる。

一方、特定収入割合が 5%を超える場合には、その影響に鑑みて調整割合を使った調整計算を行い、特定収入に対応する課税仕入等に係る消費税額の一部は仕入税額控除の対象とできない。



〔「国・地方公共団体や公共・公益法人等と消費税」令和4年6月 国税庁 P11〕

ここで、課税売上割合、特定収入割合、調整割合は、次のとおり計算する。

資産の譲渡等の対価の額	国内取引	課税売上	a	
		免税売上	b	
		非課税売上	c	
	国外取引	不課税売上	d	
特定収入		課税仕入れに係る特定収入	e	
		使途不特定の特定収入	f	
資産の譲渡等の対価以外の収入（不課税収入）	特定収入以外の収入	通常の借入金 出資金 預貯金・預り金 貸付回収金 返還金・還付金		
		特定支出のために使用することとされている収入		下記以外(特定支出) 課税仕入れに係る支払 特定課税仕入れに係る支払 課税貨物の引き取り 借入金の返済・償還支出
				国・地方公共団体が文書で特定支出のみに使用と限定した収入
		公益法人等が寄付募集文書で特定支出のみに使用と限定した寄付金収入		



$$\begin{aligned}
 \text{課税売上割合} &= (\text{課税売上高(税抜)} + \text{免税売上高}) / (\text{課税売上高(税抜)} + \text{免税売上高} \\
 &\quad + \text{非課税売上高}) \\
 &= (a+b) / (a+b+c) \\
 \text{特定収入割合} &= \text{特定収入の合計額} / (\text{課税売上高(税抜)} + \text{免税売上高} + \text{非課税売上高} \\
 &\quad + \text{国外売上高} + \text{特定収入の合計額}) \\
 &= (e+f) / (a+b+c+d+e+f) \\
 \text{調整割合} &= \text{使途不特定の特定収入} / ((\text{課税売上高(税抜)} + \text{免税売上高} \\
 &\quad + \text{非課税売上高} + \text{国外売上高} + \text{使途不特定の特定収入})) \\
 &= f / (a+b+c+d+f)
 \end{aligned}$$

さて、公益法人等で、特定収入割合が5%を超える時の納付税額は、次のように計算する。

$$\text{納付税額} = \text{その課税期間中の課税標準に対する消費税額} - \left( \text{調整前の仕入控除税額} \times \text{その課税期間中の特定収入に係る課税仕入等の税額} \right)$$

※ 調整前の仕入控除税額とは、通常の計算方法によって計算した仕入控除税額をいう。したがって、課税売上割合による仕入控除税額の計算が必要な場合には当該計算を行った後の税額である。

上記の納付税額の算式のうち、「その課税期間中の特定収入に係る課税仕入等の税額」は次のように計算する。

ア 課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合

$$\text{特定収入に係る課税仕入れ等の税額} = \text{①} + \text{②}$$

<p>① = Aの金額+Bの金額</p> <p>A 特定収入のうち標準税率適用課税仕入れ等にのみ使途が特定されている部分の金額 (課税仕入れ等に係る特定収入の額) <math>\times \frac{7.8}{110}</math></p> <p>B 特定収入のうち軽減税率適用課税仕入れ等にのみ使途が特定されている部分の金額 (課税仕入れ等に係る特定収入の額) <math>\times \frac{6.24}{108}</math></p> <p>※ 標準税率適用課税仕入れ等とは、標準税率(7.8%)が適用される課税仕入れ等をいいます。          ※ 軽減税率適用課税仕入れ等とは、軽減税率(6.24%)が適用される課税仕入れ等をいいます。</p> <p>② <math>(\text{調整前の仕入控除税額} - \text{①の金額}) \times \text{調整割合}</math></p>
---

<p>②の下線部分の金額がマイナスとなる場合の特定収入に係る課税仕入れ等の税額</p> <p>特定収入に係る課税仕入れ等の税額 = ①の金額 - <math>\left( \text{①の金額} - \text{調整前の仕入控除税額} \right) \times \text{調整割合}</math></p>
---

(「国・地方公共団体や公共・公益法人等と消費税」令和4年6月 国税庁 P12)

イ 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で個別対応方式により計算する場合

$$\text{特定収入に係る課税仕入れ等の税額} = \text{③} + \text{④} + \text{⑤}$$

③	=	Cの金額+Dの金額	
C		特定収入のうち課税資産の譲渡等によりのみ要する標準税率適用課税仕入れ等のためにのみ使用することとされている部分の金額	$\times \frac{7.8}{110}$
D		特定収入のうち課税資産の譲渡等によりのみ要する軽減税率適用課税仕入れ等のためにのみ使用することとされている部分の金額	$\times \frac{6.24}{108}$
④	=	Eの金額+Fの金額	
E		特定収入のうち課税資産の譲渡等と非課税資産の譲渡等に共通して要する標準税率適用課税仕入れ等のためにのみ使用することとされている部分の金額	$\times \frac{7.8}{110} \times$ (課税売上割合に準ずる割合を含みます。以下同じ。)
F		特定収入のうち課税資産の譲渡等と非課税資産の譲渡等に共通して要する軽減税率適用課税仕入れ等のためにのみ使用することとされている部分の金額	$\times \frac{6.24}{108} \times$ 課税売上割合
⑤		{ 調整前の仕入控除税額 - (③ + ④) }	$\times$ 調整割合

⑤の下線部の金額がマイナスとなる場合の特定収入に係る課税仕入れ等の税額			
特定収入に係る課税仕入れ等の税額	=	③ + ④ -	$\left[ \frac{(\text{③} + \text{④}) - \text{調整前の仕入控除税額}}{\quad} \right] \times \text{調整割合}$

(「国・地方公共団体や公共・公益法人等と消費税」令和4年6月 国税庁 P13)

ウ 課税期間中の課税売上高が 5 億円超又は課税売上割合が 95%未満で一括比例配分方式により計算する場合

$$\text{特定収入に係る課税仕入れ等の税額} = \text{⑥} + \text{⑦}$$

⑥	=	Gの金額 + Hの金額
G		特定収入のうち標準税率適用課税仕入れ等 にのみ使途が特定されている部分の金額 (課税仕入れ等に係る特定収入の額)
	×	$\frac{7.8}{110}$
	×	課税売上割合
H		特定収入のうち軽減税率適用課税仕入れ等 にのみ使途が特定されている部分の金額 (課税仕入れ等に係る特定収入の額)
	×	$\frac{6.24}{108}$
	×	課税売上割合
⑦		(調整前の仕入控除税額 - ⑥の金額) × 調整割合

⑦の下線部の金額がマイナスとなる場合の特定収入に係る課税仕入れ等の税額	
特定収入に係る課税仕入れ等の税額	= ⑥の金額 - (⑥の金額 - 調整前の仕入控除税額) × 調整割合

(「国・地方公共団体や公共・公益法人等と消費税」令和 4 年 6 月 国税庁 P14)

#### 4) 課税売上割合が著しく変動したときの調整

課税事業者が調整対象固定資産の課税仕入れ等に係る消費税額について比例配分法により計算した場合で、その計算に用いた課税売上割合が、第 3 年度の課税期間における通算課税売上割合と比較して著しく増加したときまたは著しく減少したときは、第 3 年度の課税期間において仕入控除税額の調整を行う必要がある。

ここで、調整対象固定資産とは、棚卸資産以外の資産で、建物およびその附属設備、構築物、機械および装置、船舶、航空機、車両および運搬具、工具、器具および備品、鉱業権その他の資産で、一の取引単位の価額(消費税および地方消費税に相当する額を除いた価額)が 100 万円以上のものをいう。

また、「比例配分法」とは、個別対応方式において課税資産の譲渡等とその他の資産に共通して要するものについて、課税売上割合を乗じて仕入控除税額を計算する方法または一括比例配分方式により仕入控除税額を計算する方法をいう。なお、課税期間中の課税売上高が 5 億円以下、かつ、課税売上割合が 95 パーセント以上であるためその課税期間の課税仕入れ等の税額の全額が控除される場合を含む。

「通算課税売上割合」とは、仕入課税期間から第 3 年度の課税期間までの各課税期間中の総売上高に占める課税売上高の割合をいう。

たとえば、通算課税売上割合が著しく増加した場合には、次の金額(加算金額)を第 3 年度の課税期間の仕入控除税額に加算する。

$$\text{加算金額} = \left( \text{調整対象基準税額} \times \text{通算課税売上割合} \right) - \left( \text{調整対象基準税額} \times \text{仕入課税期間の課税売上割合} \right)$$

なお、著しく増加した場合は、次のいずれにも該当する場合をいう。

$$(イ) \frac{\text{通算課税売上割合} - \text{仕入課税期間の課税売上割合}}{\text{仕入課税期間の課税売上割合}} \geq \frac{50}{100}$$

$$(ロ) \text{通算課税売上割合} - \text{仕入課税期間の課税売上割合} \geq \frac{5}{100}$$

また、調整対象基準税額とは、第3年度の課税期間の末日に保有している調整対象固定資産の課税仕入れ等の消費税額をいう。

(出典:国税庁 タックスアンサー No.6421 課税売上割合が著しく変動したときの調整)

### (3)補助金返還義務の有無と返還額の計算

これまで述べてきたように消費税等の納税額の計算を行うが、その場合に補助金に係る消費税等の返還義務が生じる可能性があるのは、次表のとおりとなる。

区 分			返還義務	
ア 免税事業者			なし	
納税義務者	イ 簡易課税		なし	
	課税仕入実績による控除	ウ 公益法人等で特定収入割合が5%超の場合	なし	
		課税売上高5億円超又は課税売上割合95%以下	エ 一括比例配分方式	あり
			オ 個別対応方式	補助金の対象経費が課税売上に対応する課税仕入
		補助金の対象経費が非課税売上に対応する課税仕入		なし
		補助金の対象経費が課税売上と非課税売上に共通する課税仕入		あり
カ 課税売上高5億円以下 かつ 課税売上割合95%以上		あり		

#### 1)免税事業者

免税事業者は、消費税等の申告・納税義務がないため、返還すべき消費税等は発生しない。

この場合、補助金を交付する時に、法令等に別段の定めがなければ、消費税等を含めて交付すべきことに留意が必要である。

たとえば、補助率100%の補助金で、免税事業者の経費110万円(うち消費税等相当額10万円)を補助対象とする場合、税抜きで100万円を補助することでは補助率は100%にならないからである。

#### 2)簡易課税

補助対象事業者が、納税義務者であるが簡易課税制度を選択している場合、補助金の交付額と消費税等の納税額の計算は遮断されているため、消費税等の還付は必要ないとされている。

#### 3)公益法人等で特定収入割合が5%超の場合

補助金等の特定収入割合が5%を超える場合には、消費税の納付税額を計算する際に、調整前の仕入控除税額(課税売上高が5億円を超えるか、または、課税売上割合が95%以下の場合には、課税売上割合による調整を行った後の仕入控除税額)からその課税期間中の特定収入に係る課税仕入等の税額を控

除して仕入控除税額の調整を行っている。つまり、補助金等を充てて支払った課税仕入に係る消費税等の額を控除しないで消費税の申告を行っていることから、返還すべき消費税等はないことになる。

なお、公益法人等で、特定収入割合が5%以下の場合には、特定収入に係る課税仕入等の税額の調整計算は不要とされているので、営利法人同様、4)、5)、またはカの方法で補助金返還額を計算することになる。

#### 4)一括比例配分方式

課税売上高が5億円を超えるか、または、課税売上割合が95%以下の場合に、課税仕入等に係る消費税額に課税売上割合を乗じて控除する消費税額を計算する方法が、一括比例配分方式である。

この場合の補助金の返還額の計算は、次のとおりである。

$$\text{返還する補助金の額} = \text{①} + \text{②}$$

$$\text{①} = \text{課税仕入(標準税率)に使用した補助金額} \times 10 / 110 \times \text{課税売上割合}$$

$$\text{②} = \text{課税仕入(軽減税率)に使用した補助金額} \times 8 / 108 \times \text{課税売上割合}$$

#### 5)個別対応方式

課税売上高が5億円を超えるか、または、課税売上割合が95%以下の場合に、その課税期間中の課税仕入等に係る消費税額のすべてを、

イ 課税売上にもみ要する課税仕入等に係るもの

ロ 非課税売上にもみ要する課税仕入等に係るもの

ハ 課税売上と非課税売上に共通して要する課税仕入等に係るもの

に区分し、次の算式により仕入控除税額を計算する方法が個別対応方式である。

$$\text{(算式) 仕入控除税額} = \text{イ} + (\text{ハ} \times \text{課税売上割合})$$

この場合の補助金の返還額の計算は、次のとおりである。

$$\text{返還する補助金の額} = \text{①} + \text{②}$$

$$\text{① 課税売上にもみ要する補助対象経費に使用された補助金} = \text{A} + \text{B}$$

$$\text{A} = \text{課税仕入(標準税率)に使用した補助金額} \times 10 / 110$$

$$\text{B} = \text{課税仕入(軽減税率)に使用した補助金額} \times 8 / 108$$

$$\text{② 課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金} = \text{C} + \text{D}$$

$$\text{C} = \text{課税仕入(標準税率)に使用した補助金額} \times 10 / 110 \times \text{課税売上割合}$$

$$\text{D} = \text{課税仕入(軽減税率)に使用した補助金額} \times 8 / 108 \times \text{課税売上割合}$$

#### 6)課税売上高5億円以下 かつ 課税売上割合95%超の場合

この場合、課税仕入に係る仕入税額は、全額控除が可能となる。

そのため、返還する補助金は、次のとおり計算する。

$$\text{返還する補助金の額} = \text{①} + \text{②}$$

$$\text{①} = \text{課税仕入(標準税率)に使用した補助金額} \times 10 / 110$$

$$\text{②} = \text{課税仕入(軽減税率)に使用した補助金額} \times 8 / 108$$